

ふ じ し しょうがいしゃとういどうしえんじぎょうじっしりょう
富士市障 害 者 等移動支援事業実施要 領

もくてき
(目的)

第1条 この事業は、屋外での移動が困難な障 害 者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

りょうたいしょうしゃ
(利用対象者)

第2条 利用の対象者は富士市内に居住する単独での移動が困難な障 害 者で次に掲げるものとする。

- (1)同行援護、重度訪問介護、重度障 害 者包括支援の支給決定されていない両下肢の障 害 1級または2級の身体障 害 者であって、「社会生活上不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められ者で適切な介護者を得ることができない場合
- (2)同行援護、行動援護、重度訪問介護の支給決定されていない知的障 害 者、精神障 害 者、障 害 児であって、「社会生活上不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる者で適切な介護者を得ることができない場合
- (3)同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障 害 者包括支援の支給決定されていない発達障 害 者、難病患者であって、「社会生活上不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる者で適切な介護者を得ることができない場合
- (4)その他特に市長が認めた者

じぎょう ないよう
(事業の内容)

第3条 移動支援を実施することにより、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。ただし、障 害 者総合支援法による介護給付により提供されるものを除く。

- 2 原則として個別支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援とする。
- 3 1日で用務を終えるものに限る。

じぎょうしゃ していとう
(事業者の指定等)

第4条 本事業の指定を受けようとする事業者は、富士市障 害 者移動支援事業所指定申請書(第1号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請が提出されたときは、市長は本事業の指定の適否を判断し、指定(却下)通知書(第2号様式)により、事業者に対して通知するものとする。
- 3 前項の規定により指定を受けた事業所の指定内容等に変更が生じた場合は、速やかに変更内容について届け出なければならない。
- 4 第1項で指定を受けた事業者の移動支援従事者は別表第2で定める者とする。

りょう しんせい
(利用の申請)

だい じょう じぎょう りょう きぼう もの い か しんせいしや ちいきせいかつしえんじぎょう じぎょう
第5条 事業の利用を希望する者(以下申請者という)は、地域生活支援事業・ライフサポート事業
しきゅうしんせいしよけんりょうしやふたんがくげんめんしんせいしよ だい ごうようしき しちょう しんせい
支給申請書兼利用者負担額減免申請書(第3号様式)により市長に申請するものとする。

りょう けつてい
(利用の決定)

だい じょう しちょう ぜんじょう きてい しんせいしよ ていしゆつ どうがいしやうがいじ しや せいかつじょうきょう
第6条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、当該障害児(者)の生活状況
た りょうじょうきょうとう かんあん うえ りょう か ひ しきゅうりょうおよ ゆうこうきかん
や他のサービスの利用状況等を勘案した上で、サービス利用の可否、支給量及び有効期間を
けつてい ちいきせいかつしえんじぎょうとうけつていつうちしよ だい ごうようしき きやっかけていつうちしよ だい ごうようしき
決定し、地域生活支援事業等決定通知書(第4号様式)または、却下決定通知書(第5号様式)
につうち りょうけつてい おこな ばあい しょうがいふくしき ーびすじきゅうしやしやう だい
により通知するとともに、利用決定を行った場合は、あわせて障害福祉サービス受給者証(第
ごうようしき い か じきゅうしやしやう こうふ
6号様式)(以下「受給者証」という)を交付するものとする。

りょう へんこう
(利用の変更)

だい じょう いどうしえんじぎょう しきゅうりょうへんこうとう きぼう もの ちいきせいかつしえんじぎょう じぎょう
第7条 移動支援事業の支給量変更等を希望する者は、地域生活支援事業・ライフサポート事業
しきゅうしんせいしよけんりょうしやふたんがくげんめんしんせいしよ だい ごうようしき しちょう しんせい しちょう
支給申請書兼利用者負担額減免申請書(第3号様式)により、市長に申請するものとする。市長
しきゅうりょうとう へんこう おこな ばあい しきゅうけつていへんこうけつていつうちしよけんりょうしやふたんがくげんがく めんじょ どう
は、支給量等の変更を行った場合、支給決定変更決定通知書兼利用者負担額減額(免除)等
へんこうつうちしよ だい ごうようしき しんせいしや つうち じきゅうしやしやう こうふ
変更通知書(第7号様式)により申請者に通知し、受給者証を交付するものとする。

りょう ちゅうしまた はいし
(利用の中止又は廃止)

だい じょう しちょう つぎ かなか じゅう いどうしえんじぎょう ちゅうしおよ ていし けつてい しきゅう
第8条 市長は、次に掲げる事由により、移動支援事業の中止及び停止を決定したときは、支給
けつていとりけしつうちしよ だい ごうようしき しんせいしや つうち
決定取消通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

- りょうしや じぎょうりょう ちゅうし ていし もう で
(1) 利用者より事業利用の中止・停止の申し出があったとき
- りょうしや しぼう にゅういん てんしゆつ
(2) 利用者が、死亡、入院、転出したとき
- たしちょう じぎょうりょう ふてきとう みと
(3) その他市長が事業利用を不相当と認めたとき

じぎょうひよう
(事業費用)

だい じょう じぎょう ひよう しょうがいていど じゅうど りょうしや しょうがいしや にちじょうせいかつおよ しやかいせいかつ そうごうてき
第9条 事業の費用は、障害程度が重度の利用者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的
しえん ほりつ さだ きょたくかいご つういんとうかいじょ しんたいかいご たんか しょうがいていど
に支援するための法律で定める居宅介護の通院等介助・身体介護ありの単価とする。障害程度が
けいど りょうしや つういんとうかいじょ しんたいかいご たんか しょうがいていど ちゅうど りょうしや
軽度の利用者については通院等介助・身体介護なしの単価とする。障害程度が中度の利用者につ
つういんとうかいじょ しんたいかいご たんか つういんとうかいじょ しんたいかいご たんか わ じょ がく
いては通院等介助・身体介護ありの単価と通院等介助・身体介護なしの単価の和を2で除した額
とする。

りょうしや しょうがいていど ほんだんきじゅん べつびょう さだ
2 利用者の障害程度の判断基準については別表1に定めるものとする。

ひようふたん
(費用負担)

- 第10条 本事業によるサービスを受けた者は、前条の規定により算出された利用基準額の100分の5に相当する額を、利用者負担額として、事業者からの請求により支払わなくてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第11条の規定により支給決定を受けた障害者について、本人及び同居の配偶者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者及び当該年度分の市民税が非課税であるときは、利用者負担を要しない。
- 3 その他市長が、特別に認めたときは第1項の規定にかかわらず、利用者負担額の全部又は一部を軽減することができる。
- 4 前3項の規定により利用料を算定する場合において、10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

ほうこくおよ じぎょうひよう せいきゆう
(報告及び事業費用の請求)

- 第11条 第5条の規定により委託を受けた事業者は、市長に対し事業の毎月の実施状況について毎月10日までに富士市移動支援サービス提供実績記録票（第9号様式）により報告しなければならない。
- 2 事業者は市長に対し第10条の利用料を差し引いた額を事業費用として請求するものとする。
- 3 事業者は市長に対し会計年度の終了の日から30日以内に事業の実施報告書に収支決算書を添えて報告しなければならない。

いんにん
(委任)

- 第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

ふ そく
附 則

- この要領は平成18年10月1日より施行する。
- この要領は平成19年4月1日より施行する。
- この要領は平成20年7月1日より施行する。
- この要領は平成22年4月1日より施行する。
- この要領は平成24年4月1日より施行する。
- この要領は平成25年4月1日より施行する。
- この要領は平成27年4月1日より施行する。

べつびょう
別表1

<p>じゅうど 重度</p>	<p>しんたいしょうがいじ しゃ なんびょうかんじゃ じ しゃ ・身体障害児（者）、難病患者（児・者） <small>しょうがいしえんくぶん</small>に<small>てい</small>ち<small>ょう</small>さ<small>こう</small>もく 障 害支援区分認定調査項目において <small>いじょう</small> <small>ほこう</small> <small>はいにょう</small> <small>はいべん</small> 「移乗（1-4）」、「歩行（1-8）」、「排尿（2-4）」、「排便（2-5）」 <small>ぜんこうもく</small> <small>いちぶかいじょ</small> <small>ぜんかいじょ</small> <small>にんてい</small> <small>もの</small> の全項目が一部介助または全介助と認定されている者。 <small>にんてい</small>ち<small>ょう</small>さ <small>おこな</small>つて <small>もの</small> <small>じょう</small>き<small>こう</small>もく （なお、認定調査を行っていない者については上記項目の <small>ぜんこうもく</small> <small>いちぶかいじょ</small> <small>ぜんかいじょ</small> <small>はんだん</small> <small>もの</small> 全項目が一部介助または全介助と判断できる者とする。） <small>ちてきしょうがいじ</small> <small>しゃ</small> <small>せいしんしょうがいじ</small> <small>しゃ</small> <small>はったつさわじ</small> <small>しゃ</small> ・知的障害児（者）、精神障害児（者）、発達障害児（者） <small>しょうがいしえんくぶん</small>に<small>てい</small>ち<small>ょう</small>さ<small>こう</small>もく 障 害支援区分認定調査項目において <small>いどう</small> <small>はいにょう</small> <small>はいべん</small> 「移動（1-9）」、「排尿（2-4）」、「排便（2-5）」 <small>ぜんこうもく</small> <small>いちぶかいじょ</small> <small>ぜんかいじょ</small> <small>にんてい</small> <small>もの</small> の全項目が一部介助または全介助と認定されている者。 <small>にんてい</small>ち<small>ょう</small>さ <small>おこな</small>つて <small>もの</small> <small>じょう</small>き<small>こう</small>もく （なお、認定調査を行っていない者については上記項目の <small>ぜんこうもく</small> <small>いちぶかいじょ</small> <small>ぜんかいじょ</small> <small>はんだん</small> <small>もの</small> 全項目が一部介助または全介助と判断できる者とする。）</p>
<p>ちゅうど 中度</p>	<p>しんたいしょうがいじ しゃ なんびょうかんじゃ じ しゃ ・身体障害児（者）、難病患者（児・者） <small>じゅうど</small>が<small>い</small> <small>もの</small> <small>しょうがいしえんくぶん</small>に<small>てい</small>ち<small>ょう</small>さ<small>こう</small>もく 重度以外の者で、障 害支援区分認定調査項目において、 <small>いじょう</small> <small>ほこう</small> <small>はいにょう</small> <small>はいべん</small> 「移乗（1-4）」、「歩行（1-8）」、「排尿（2-4）」、「排便（2-5）」 <small>いちこうもく</small> <small>いちぶかいじょ</small> <small>いじょう</small> <small>にんてい</small> <small>もの</small> のいずれか一項目が一部介助以上と認定されている者。 <small>にんてい</small>ち<small>ょう</small>さ <small>おこな</small>つて <small>もの</small> <small>じょう</small>き<small>こう</small>もく （なお、認定調査を行っていない者については上記項目のい <small>いちこうもく</small> <small>いちぶかいじょ</small> <small>いじょう</small> <small>はんだん</small> <small>もの</small> ずれか一項目が一部介助以上と判断できる者とする。） <small>ちてきしょうがいじ</small> <small>しゃ</small> <small>せいしんしょうがいじ</small> <small>しゃ</small> <small>はったつしょうがいじ</small> <small>しゃ</small> ・知的障害児（者）、精神障害児（者）、発達障害児（者） <small>じゅうど</small>が<small>い</small> <small>もの</small> <small>しょうがいしえんくぶん</small>に<small>てい</small>ち<small>ょう</small>さ<small>こう</small>もく 重度以外の者で、障 害支援区分認定調査項目において <small>いどう</small> <small>はいにょう</small> <small>はいべん</small> 「移動（1-9）」、「排尿（2-4）」、「排便（2-5）」 <small>いちこうもく</small> <small>いちぶかいじょ</small> <small>いじょう</small> <small>にんてい</small> <small>もの</small> のいずれか一項目が一部介助以上と認定されている者。 <small>にんてい</small>ち<small>ょう</small>さ <small>おこな</small>つて <small>もの</small> <small>じょう</small>き<small>こう</small>もく （なお、認定調査を行っていない者については上記項目のい <small>いちこうもく</small> <small>いちぶかいじょ</small> <small>いじょう</small> <small>はんだん</small> <small>もの</small> れか一項目が一部介助以上と判断できる者とする。）</p>
<p>けいど 軽度</p>	<p>じょうきがい <small>もの</small> 上記以外の者</p>

別表2

<p>しんたいしょうがいじ しゃ 身体障害児（者）</p>	<p>ぜんしんせいしょうがい じ しゃいどうかいごじゆうじしゃようせいけんしゅうかていしゅうりょうしゃ 全身性障害（児）者移動介護従事者養成研修課程修了者 じゅうどほうもんかいごじゆうじしゃようせいけんしゅうしゅうりょうしゃ 重度訪問介護従事者養成研修修了者</p>
<p>ちてきしょうがいじ もの 知的障害児（者）</p>	<p>かいごふくしし 介護福祉士 きょたくかいごじゆうぎょうしゃようせいけんしゅう きゅう きゅうかていしゅうりょうしゃ 居宅介護従業者養成研修1級～3級課程修了者 ほうもんかいごいん 訪問介護員 かいごしよくいん き そけんしゅうしゅうりょうしゃ 介護職員基礎研修修了者 かいごしよくいんしょにんしゃけんしゅうしゅうりょうしゃ 介護職員初任者研修修了者 こうどうえんごじゆうぎょうしゃようせいけんしゅうしゅうりょうしゃ 行動援護従業者養成研修修了者</p>
<p>せいしんしょうがいじ しゃ 精神障害児（者）</p>	<p>かいごふくしし 介護福祉士 きょたくかいごじゆうぎょうしゃようせいけんしゅう きゅう きゅうかていしゅうりょうしゃ 居宅介護従業者養成研修1級～3級課程修了者 ほうもんかいごいん 訪問介護員 かいごしよくいん き そけんしゅうしゅうりょうしゃ 介護職員基礎研修修了者 かいごしよくいんしょにんしゃけんしゅうしゅうりょうしゃ 介護職員初任者研修修了者 こうどうえんごじゆうぎょうしゃようせいけんしゅうしゅうりょうしゃ 行動援護従業者養成研修修了者</p>
<p>はつたつしょうがいじ しゃ 発達障害児（者）</p>	<p>かいごふくしし 介護福祉士 きょたくかいごじゆうぎょうしゃようせいけんしゅう きゅう きゅうかていしゅうりょうしゃ 居宅介護従業者養成研修1級～3級課程修了者 ほうもんかいごいん 訪問介護員 かいごしよくいん き そけんしゅうしゅうりょうしゃ 介護職員基礎研修修了者 かいごしよくいんしょにんしゃけんしゅうしゅうりょうしゃ 介護職員初任者研修修了者 こうどうえんごじゆうぎょうしゃようせいけんしゅうしゅうりょうしゃ 行動援護従業者養成研修修了者</p>
<p>なんびょうかんどや じ しゃ 難病患者（児・者）</p>	<p>かいごふくしし 介護福祉士 きょたくかいごじゆうぎょうしゃようせいけんしゅう きゅう きゅうかていしゅうりょうしゃ 居宅介護従業者養成研修1級～3級課程修了者 ほうもんかいごいん 訪問介護員 かいごしよくいん き そけんしゅうしゅうりょうしゃ 介護職員基礎研修修了者 かいごしよくいんしょにんしゃけんしゅうしゅうりょうしゃ 介護職員初任者研修修了者 こうどうえんごじゆうぎょうしゃようせいけんしゅうしゅうりょうしゃ 行動援護従業者養成研修修了者</p>